

南九州市竹材搬出促進支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、放置竹林を解消し、竹林の健全な育成を図るため、市民から竹材を買い取る竹材加工業者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、南九州市補助金等交付規則(平成19年南九州市規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者が本市内にある竹林から出荷する竹材を、通常の買取価格に当該補助金の額に相当する額を加えた価格で買い取る竹材加工業者であって、市長の承認を受けたものとする。

2 前項の規定により、竹材加工業者が市長の承認を受けようとするときは、竹材搬出促進支援事業実施承認申請書(第1号様式)により行うものとする。

3 市長が、前項の規定による申請に基づき承認を行うときは、竹材搬出促進支援事業実施承認通知書(第2号様式)により行うものとする。

4 竹材加工業者が承認を受けた事項を変更しようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、竹材加工業者が設定する竹材1キログラム当たりの買取価格と市長が定める竹材1キログラム当たりの買取価格10円との差額に相当する額とする。ただし、竹材1キログラム当たり3円を上限とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする者は、竹材搬出促進支援事業補助金交付申請書(第3号様式。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第4号様式)
- (2) 竹材搬出促進支援事業の実施に係る同意書(第5号様式)(新規取引者分に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、竹材搬出促進支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書(第6号様式)により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、精算払により交付することができ

るものとする。

2 前条の規定による通知を受けた交付申請者が、交付金の交付を請求しようとするときは、竹材搬出促進支援事業補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき交付金を交付するものとする。

（書類の保管等）

第7条 前条の補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（交付金の返納）

第8条 交付申請書及びその他関係書類に虚偽の記載があったとき、この告示の趣旨以外の事業経費に交付金を使用したとき、又はその他この告示の規定に違反したときは、市長は交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全額若しくは一部の返納を命ずることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。